

最重点項目

Ⅲ 地域経済の活性化

15 農林水産物の輸出拡大について

【農林水産省（水産庁）】

【提案・要望事項】

(1) かんきつの輸出における障壁の緩和に向けた対策

- ・台湾に、残留農薬基準値を日本と同レベルとするよう働きかけること。
- ・インドネシアに、残留農薬検査品目へのかんきつの追加を働きかけること。

(2) 水産物の輸出における障壁の撤廃に向けた対策

- ・韓国・中国など関係各国に対し、放射性物質検査証明などの輸出規制の撤廃について働きかけること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○県産農林水産物の輸出に係る取組

本県では、将来の国内市場縮小を見据えるとともに、TPP11 や日米貿易協定など国際貿易協定の相次ぐ発効をチャンスと捉え、県産農林水産物の各国・地域への輸出拡大に取り組んでいるところ。しかしながら、一部の国・地域における規制が大きな障壁になっているため、更なる輸出拡大に向け、政府レベルでの働きかけが必要。

○かんきつの輸出に係る課題

本県のメインターゲットである台湾では、日本で一般的に使用され栽培管理上必要な農薬について、残留農薬の基準値が設定されていないものや、日本と比べて厳しい値とされているものが多い。このため、台湾に輸出するには、国内向け栽培とは異なる特別な栽培が必要となり、栽培・選果・輸送に係るコストが増大することから、生産者が栽培を敬遠している状況。

インドネシアでは、政府の食品安全に係る措置により、残留農薬検査を経て輸出が可能となる指定品目に、かんきつが指定されておらず、現地輸入事業者等から要望があるものの、輸出ができない状況。

その他、中国では、そもそも輸出ができないほか、タイやニュージーランドでは、生産地域の指定等の問題により輸出が困難。

○水産物の輸出に係る課題

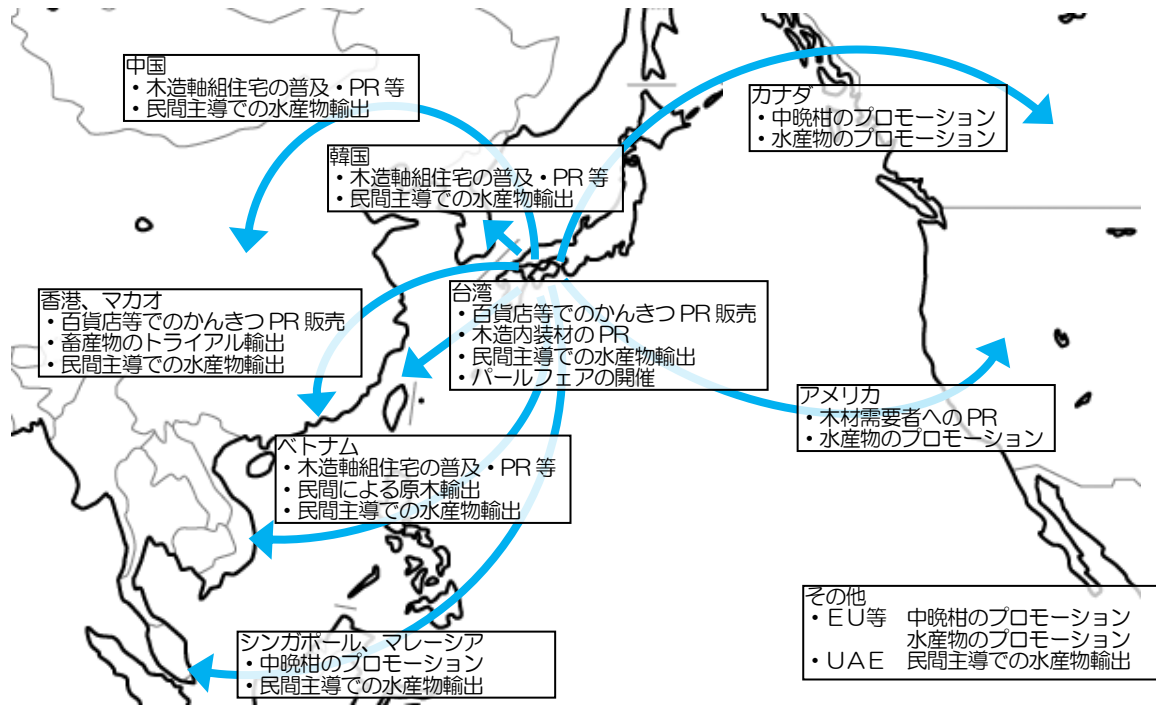
韓国、中国、台湾といった本県の輸出主要国においては、依然として科学的根拠に基づかないまま、輸出の際に産地証明書や放射性物質検査証明書の発行が求められており、輸出の大きな障壁となっているばかりか、県、民間とも大きな費用負担を強いられているところ。国における規制措置撤廃に向けた関係国・地域への働きかけの更なる強化や、輸出を拡大するに当たり当該事務が継続する間は、各種証明事務等に対する支援が今後とも必要。

【実現後の効果】

- ◇ 県産農林水産物の輸出事業が安定し、需要が拡大することで、国内外での価格形成力がより高まり、産地の活性化が期待できる。
- ◇ 本県農林水産業が国内外との競争に打ち勝つよう体質を強化することにより、本県農林水産業全体の維持・発展が図られる。

県担当部署：農林水産部 農政企画局 食ブランドマーケティング課
水産局 漁政課

○愛媛県産農林水産物の輸出に係る取組



○かんきつ輸出に関する主な障壁

国・地域	現状
台湾	残留農薬検査基準が未設定及び日本よりも値が厳しいことから、台湾向けの特別栽培が必要で、 <u>輸出が困難</u>
インドネシア	植物検疫条件は整っているが、残留農薬検査品目リストにかんきつが掲載されていないことから、 <u>輸出不可</u>
中国	政府間の植物検疫協議が整っておらず、 <u>輸出不可</u>
タイ ニュージーランド	生産地域の指定が必要で、 <u>輸出が極めて困難</u>
EU	残留農薬検査基準が日本より厳しく、かつ生産地指定が必要で、 <u>輸出が困難</u>

○水産物輸出に関する輸入規制等（例）

国・地域	規制内容		産地証明書等発行機関
	輸入停止	産地証明等	
韓国	福島、宮城、岩手、青森、群馬、栃木、茨城、千葉（8県）	北海道、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島（8県）	水産庁及び一部の道県 ※放射性物質検査は指定の検査機関
中国	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉（10都県）	その他道府県（愛媛含む）	水産庁及び一部の道県 ※放射性物質検査は登録検査機関又は都道府県の検査機関
台湾	-	47都道府県（福島、茨城、栃木、群馬、千葉、岩手、宮城の7県は要放射性物質検査）	水産庁、一部の道県及び一部の商工会議所 ※放射性物質検査は指定の検査機関

16 アコヤガイ大量へい死への対応について

【農林水産省（水産庁）】

【提案・要望事項】

令和元年度から発生したアコヤガイ大量へい死に対する支援の継続・強化

- ・ 遺伝的多様性に配慮しつつ、感染症、漁場環境の変動等に強い貝づくり、適切な飼育管理に係る研究開発への支援を行うこと。
- ・ 真珠母貝養殖の実態のない新たな漁場等における飼育試験の実施に対する支援を継続して行うこと。
- ・ へい死原因の全容解明に向け、各県の調査・研究への支援を拡充するとともに、関係県と連携した調査・研究を継続して行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

令和元年夏季に、稚貝を中心としたアコヤガイの大量へい死が確認され、その後も毎年、稚貝のへい死、過去と同様の症状を呈する貝が見られるなど、母貝の品質への影響、真珠生産量の大幅な減少及び品質・価格の低下が懸念されている。

このような状況の下、将来への不安から養殖業者の生産意欲が減退するなど、今後の真珠母貝・真珠養殖業の経営及び真珠産業への重大な影響が危惧される。

へい死原因について、本県をはじめ、国、関係県の研究機関等において調査・研究が行われ、原因病原体が特定されたものの、へい死原因の全容解明には至っていない。令和3年度からは、国の水産防疫対策事業予算の一部が、本県の原因究明に配分されており、引き続き、県では全容解明のため試験研究に取り組んでいる。

また、生産現場から要望のあった、感染症、漁場環境の変動に強い貝づくりについては、高水温、低餌料環境下でも生残率が高く、かつ、良質の真珠を産出する貝を令和元年度に開発済であるが、引き続き、「感染症にも強い貝づくり」に向けて、研究開発への支援が必要である。

【愛媛県内の取組】

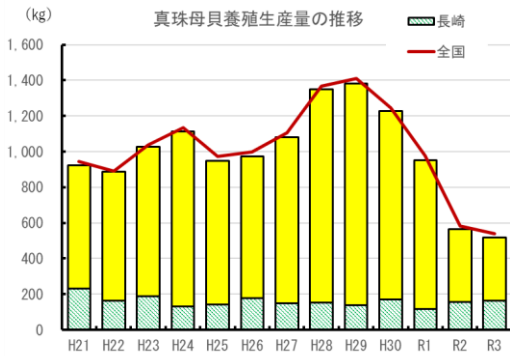
県、真珠関係団体、大学及び市町で連携して設置した「アコヤガイへい死対策協議会」において、へい死の原因病原体の特定を受け、引き続き全容解明に向けて取り組むとともに、被害の最小化に向けた対策として、稚貝に対する人為的ストレスを軽減する飼育管理手法、陸上養殖などを検討している。また、真珠母貝養殖の実態のない漁場での飼育試験で、稚貝のへい死が少ない結果が得られたことから、新たな海域において飼育試験を継続して実施することとしている。

感染症に強い貝づくりについては、DNA マーカーを使って親候補を選別することで、従来法より短期間で育種する技術開発に取り組むとともに、高水温、低餌料環境下でも高生残が期待できる貝の選抜技術を現場に普及する。

【実現後の効果】

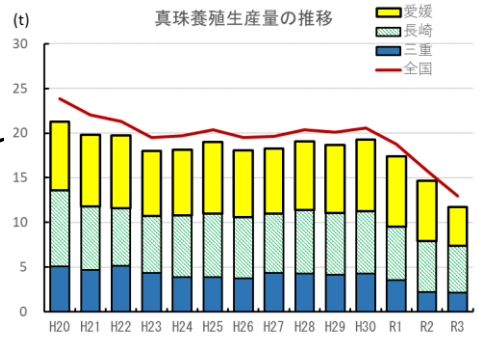
- ◇ 真珠母貝・真珠養殖業が持続・発展することにより、本県水産業全体の振興が図られる。
- ◇ 関係県に稚貝を安定的に供給することにより、我が国水産業全体の振興が図られる。

県担当部署：農林水産部 水産局 水産課



☆母貝生産
国内シェア
66%

☆真珠生産
国内シェア
34%



○大量へい死による真珠母貝・真珠養殖への影響

年度	令和元年度(2019年度)			令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			令和4年度(2022年度)																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
19年産種苗	稚貝育成			母貝養殖			出荷			(当年物・3年貝)			浜揚げ			(越物・4年貝)			浜揚げ							
19年(緊急生産)	へい死			稚貝育成			母貝養殖			出荷			(当年物・3年貝)			浜揚げ			※夏入札予定(一部越物へ)							
20年産種苗	稚貝育成			母貝養殖			出荷			(当年物・3年貝)			浜揚げ													
20年(早期生産)	へい死			稚貝育成			母貝養殖			出荷			(当年物・3年貝)			浜揚げ										
20年(緊急生産)	稚貝育成			母貝養殖			出荷			(当年物・3年貝)																
21年産種苗	稚貝育成			母貝養殖			出荷																			
22年産種苗	へい死			稚貝育成			母貝																			
母貝養殖への影響				←..... やや影響			←..... 大いに影響			←..... 大いに影響			←..... 大いに影響			←..... 大いに影響										
真珠養殖への影響				←..... やや影響			←..... 大いに影響			←..... 大いに影響			←..... 大いに影響			←..... 大いに影響										

○原因究明と対策の進捗状況

(令和5年3月現在)

試験	想定される原因	研究内容	実施機関	進捗状況等
環境要因調査	水温・塩分	高水温期の水温変動、水温変動に大きな影響を及ぼす急潮の発生状況、黒潮の流れ等を整理し、過年度との比較により、へい死との関連性を調べる。	大学、県	実施中
	餌(クロロフィル)	過年度との比較により、へい死との関連性を調べる。	大学、県	実施中
	赤潮	赤潮の発生状況を整理し、へい死との関連性を解析する。	大学、県	実施中
	漁場環境の悪化、老朽化	宇和海全域の漁場環境(水質、底質)の変動を整理し、へい死との関連性を解析する。	大学、県	実施中
感染症に関する原因調査	感染症	国の研究所に衰弱している貝を送付し、病理学的手法、病原体分離法及び分子生物学的手法により死亡原因の絞り込みを実施する。	国、県	へい死原因病原体が特定された
		アコヤガイの各組織の組織像の観察、病原体分離手法及び分子生物学的手法を用い、死亡原因の全容を解明する。	国、県	サンプル採取済み
		同居感染法及び注射法による感染試験を実施する。	県	へい死原因病原体が特定された
赤変病(平成8年の大量死の原因)	遺伝子解析により、赤変病との関連性を調べる。	県	赤変病でないことを確認済み	
遺伝的多様性調査	近親交配による貝の弱体化	本県で生産されたアコヤガイの遺伝的多様性を調べ、近交弱勢が生じているか調べる。	国、大学、県	近交弱勢が生じていないことを確認済み
疫学調査	疫学情報の収集	漁業者にへい死や養殖管理の状況等を聞き取りし、へい死との関連性を解析する。	県、漁協、漁連	アンケート調査実施済み
飼育試験	生残率向上技術開発	へい死の多い高水温期に母貝養殖の実態がない海域で飼育し、へい死リスク分散の有効性、飼育管理の改善等による生残率の向上を検討する。	県、漁業者	実施中

17 松山空港の機能拡充について

[1] ターミナル地域の整備促進

【国土交通省】

【提案・要望事項】

ターミナル地域の整備促進

- ・松山空港の受入環境充実・強化のため、国際線旅客ビル整備（第2段階）に備えたターミナル地域の整備促進を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

松山空港は、国内7路線35便、国際3路線週9便が就航（令和5年3月末時点）し、中四国屈指の空港であるが、スポット数が6つと近隣と同規模空港に比べて少なく、コロナ禍以前は、朝夕の時間帯を中心に空きがないため、国際線優先の5番スポットを国内線も使用せざるを得ないなど、空港全体としてスポット運用に余裕がない状況にある。

このような状況から、県では、令和2年に設置した「松山空港将来ビジョン検討会」において、中長期的な視点のもと、将来の松山空港のあり方を検討し、令和16年度の年間利用者数387万人という目標案を提示するとともに、国際線の複数便同時対応が可能となるよう、現在の国際線旅客ビルの西側へ段階的に整備を行う将来配置計画（案）の策定を行った。

現在、松山空港の利用者数はコロナ禍からの回復途上ではあるが、今年3月から国際線定期便の一部が運航再開するなど、訪日客の本格的な受入再開等を踏まえた今後の航空需要の回復及び増加を見据え、本県経済をいち早く回復軌道に乗せ、更なる成長軌道に押し上げていくためにも、松山空港を核として、本県と国内外との間の人やモノの流れを早期に復活させ、交流人口の更なる拡大が図れるよう、ターミナル地域の機能強化等の受入環境整備が必要不可欠である。

このため、愛媛県においては、利用者数の目標案の達成に向けて、国際線の誘致活動に知事のトップセールス等で取り組むとともに、国際線旅客ビル本体については、令和6年春の第1段階拡張工事の完成に向けて、松山空港ビル（株）が整備を進めているところである。

国におかれては、昨年度、検討会で策定した国際線旅客ビル将来配置計画（案）を踏まえたターミナル地域整備基本計画の変更計画の策定に御尽力いただいたところであり、引き続き、国際線旅客ビル拡張工事への御支援も含め、松山空港ターミナル地域の整備促進が望まれる。

【実現後の効果】

- ◇ 国際線において複数便同時対応や、増加する利用者への適切な対応が可能になるとともに、航空ネットワークの拡充による本県経済の活性化に資する。

県担当部署：観光スポーツ文化部 観光交流局 観光国際課 航空政策室

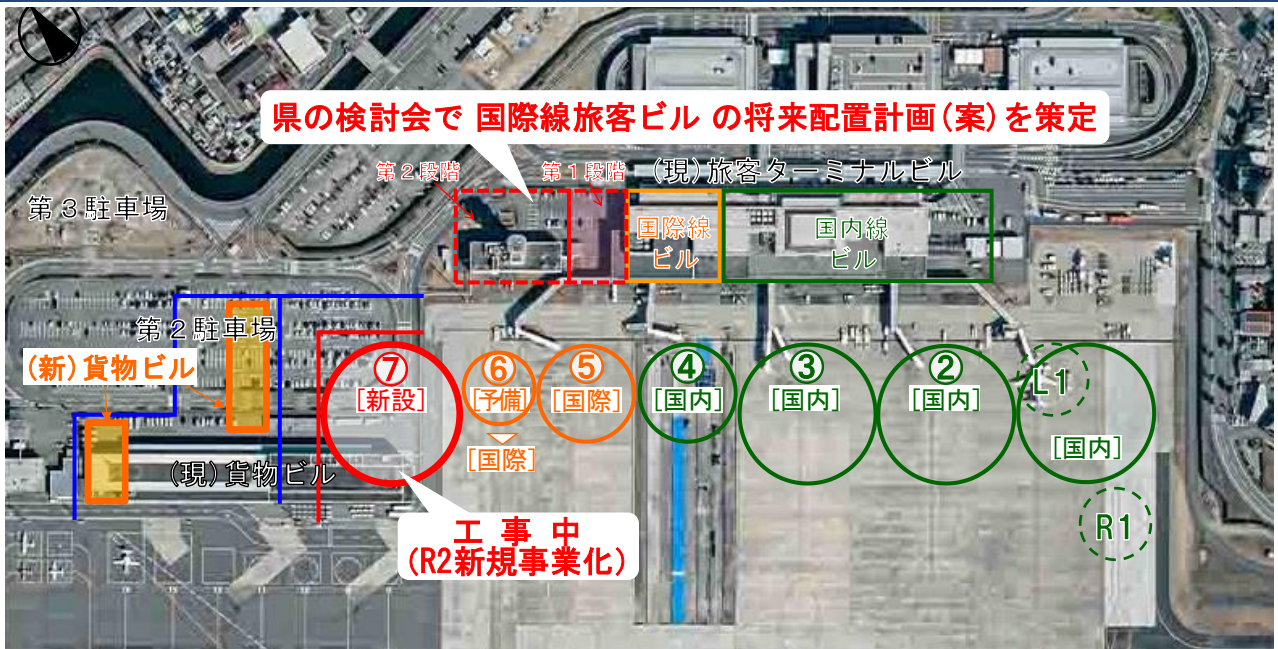
1 スポットの使用状況

R元. 10月現在(コロナ禍前)

		7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	
1番	国内		✈	✈		✈	✈			✈		✈	✈	✈				
2番		✈	✈	✈		✈	✈	✈	✈			✈	✈				✈	
3番		✈		✈	✈	✈			✈	✈	✈	✈	✈	✈	✈			✈
4番		✈	✈	✈		✈		✈	✈			✈	✈	✈				✈
5番	国際				✈		✈			✈		✈	✈		✈			
6番	予備	予備スポット (航空機の故障など不測の事態に対応するためのスペース)																
7番	新設	令和2年度から国予算で新規事業化																

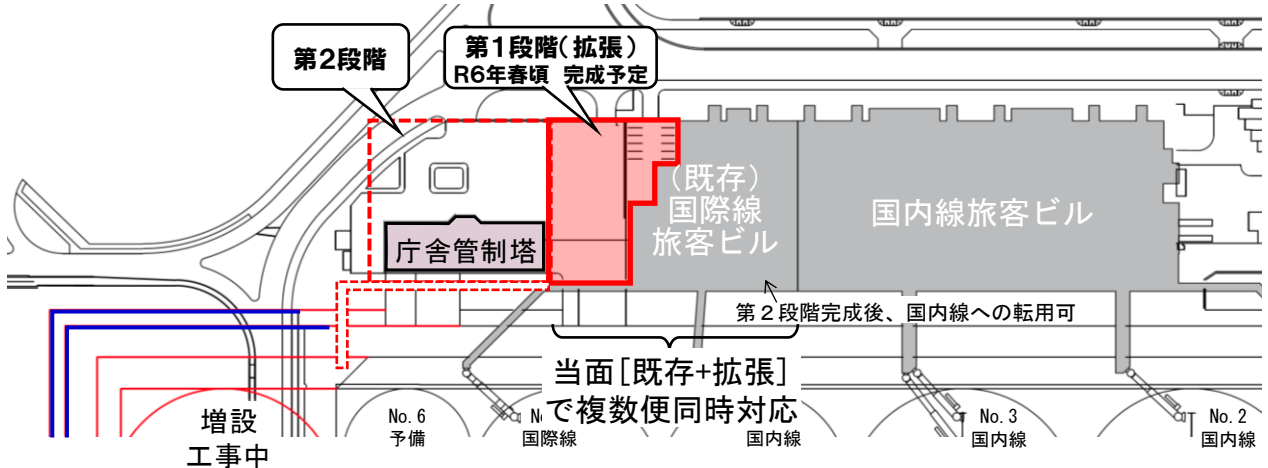
で囲んだ時間帯は国際線スポットに国内線が駐機

2 松山空港ターミナル地域の機能拡充 (案)



※スポット番号は、令和3年2月に変更

3 松山空港国際線旅客ビルの将来配置計画 (案)



17 松山空港の機能拡充について

[2] C I Q体制の充実・強化

【財務省・法務省・厚生労働省・農林水産省】

【提案・要望事項】

C I Q体制の充実・強化

- ・松山空港の受入環境充実・強化に合わせ、C I Q（税関・出入国管理・検疫）体制の充実・強化を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

松山空港のソウル、上海、台北の国際3路線は、コロナ禍の影響で、令和2年3月以降、全て運休となっていたが、本年3月末の夏ダイヤからソウル線が再開したほか、台北線についても、定期便再開に向けたチャーター便の運航が始まるなど、回復の兆しが見え始めている。

また、松山空港では、国際線の一層の拡充を図るため、国のお力添えもいただきながら、受入能力強化を図る国際線駐機スポットの増設や国際線旅客ビルの拡張を進めるとともに、既存路線の再開や増便はもとより、ベトナムの航空会社と定期路線就航に関する覚書を締結するなど、新規路線就航に向けた取り組みも進めているところ。

今後、コロナ禍の収束に伴い、既存路線の再開や増便のほか、新規路線就航が順調に進んだ場合、同時2便対応が必要となり、コロナ前からの課題である外国人の入国審査待ちの更なる長時間化が懸念されることに加え、新型コロナウイルスの完全な収束が未だ見通せない中、世界各国の感染状況に応じた検疫体制の強化にも迅速に対応する必要があるため、C I Q機関の審査能力の強化を図ることは不可欠である。

このため、国においては、主要空港におけるC I Q体制の強化等に加え、松山など地方空港においても、入国管理のスムーズな実施に向けて、必要な人員や検査機材の整備を着実に推進し、スムーズな国際線受入を実現することにより、地域活性化の核となる国際線の回復をしっかりと支えることが望まれる。

【実現後の効果】

- ◇ 外国人旅行客を中心とした国際線利用者の利便性向上による増便や新規就航の促進

県担当部署：観光スポーツ文化部 観光交流局 観光国際課 航空政策室

1 松山空港のC I Q機関概要

手続き	税 関 (Customs)	出入国管理 (Immigration)	検疫 (Quarantine)			
			人・機体	植物	動物	
所管官庁	財務省	法務省	厚生労働省	農林水産省	農林水産省	
松山空港 の 状 況	指定状況	7.4.4 指定	7.4.1 指定	7.4.4 指定	[貨物] 7.4.4指定 [携帯品] 6.4.1指定 [貨物] 7.4.4指定 [携帯品] 3.6.3指定	
	対応機関	神戸税関 松山税関支署	高松出入国 在留管理局 松山出張所	広島検疫所 松山出張所	神戸植物 防疫所 松山出張所	動物検疫所 小松島出張所 (高松空港分室)
	空港での 対応人数	6～7名	4～5名	2名	1名	1名
	常駐の 有無	出張対応	出張対応	出張対応	出張対応	出張対応

2 就航状況

国際線就航状況

路線	運航開始日	運航会社	便数	運航曜日
ソウル線 (R5.3.26再開)	H29.11.2	チェジュ航空	5便/週	月・火・木・土・日
上海線 (運休中)	H16.7.15	中国東方航空	2便/週	月・金
台北線 (運休中)	R元.7.18	エバー航空	2便/週	木・日

(参考) 国内線就航状況

路 線	便数
東京 (羽田)	12便/日
東京 (成田)	3便/日
名古屋 (中部国際)	3便/日
大阪 (伊丹)	10便/日
福 岡	4便/日
鹿児島	1便/日
沖縄 (那覇)	1便/日

3 松山空港国際線利用状況推移

	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31/元
ソウル線	利用者数	32,624	36,016	32,362	30,723	33,751	34,677	33,869	29,457	25,032	26,688	30,995	14,758	22,277	72,613	41,848
	外国人割合	35.9%	46.1%	50.4%	31.6%	27.9%	34.7%	24.9%	30.3%	42.2%	60.0%	72.0%	57.7%	71.0%	68.2%	53.6%
上海線	利用者数	15,469	19,699	17,300	9,953	15,341	15,062	18,341	17,777	8,471	8,892	7,719	11,898	16,228	16,526	13,080
	外国人割合	16.1%	13.5%	18.5%	26.4%	16.7%	16.5%	16.3%	18.2%	22.5%	40.1%	50.6%	44.2%	57.8%	64.2%	58.6%
台北線	利用者数	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	17,672
	外国人割合	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	68.1%
チャーター便	利用者数	4,781	5,204	4,199	4,674	3,910	4,348	4,678	5,153	5,124	3,972	3,076	3,076	8,211	12,647	8,607
計	利用者数	52,874	60,919	53,861	45,350	53,002	54,087	56,888	52,387	38,627	39,552	41,790	29,732	46,716	101,786	81,207

※ ソウル線は平成7年4月から、上海線は平成16年7月から、台北線は令和元年7月から運航開始

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により上海線及び台北線については運休中（運休期間：上海線R2.2.1～、台北線R2.2.27～）

17 松山空港の機能拡充について

[3] 進入管制空域の返還

【国土交通省】

【提案・要望事項】

松山空港の進入管制空域の返還

- ・米軍岩国基地の管理下にある松山空港の進入管制空域及び進入管制業務の日本への返還について米国に強く要求すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

松山空港においては、日米安全保障条約に基づき、航空機の安全な離発着に不可欠な進入管制空域及び進入管制業務が米軍岩国基地の管理下にあるため、高度 900mから 4,500mまでを米軍岩国基地が管制し、その上下の空域は日本側が管制するという複雑な空域利用を強いられている。

沖縄の進入管制空域が、平成 22 年 3 月 31 日に返還され、軍民共用空港を除く民間空港で米軍が進入管制権を握るのは松山空港のみとなっている。

岩国飛行場は、平成 24 年 12 月より軍民共用空港となり、民間航空機の進入管制業務も米軍が管理しているため、松山空港の進入管制権の返還が一層困難な状況となっている。

日米両政府が合意した「在日米軍再編実施のためのロードマップ」に示された厚木基地の空母艦載機などの岩国基地への移駐が平成 30 年 3 月に完了し、進入管制空域の返還は一層困難な状況となっている。

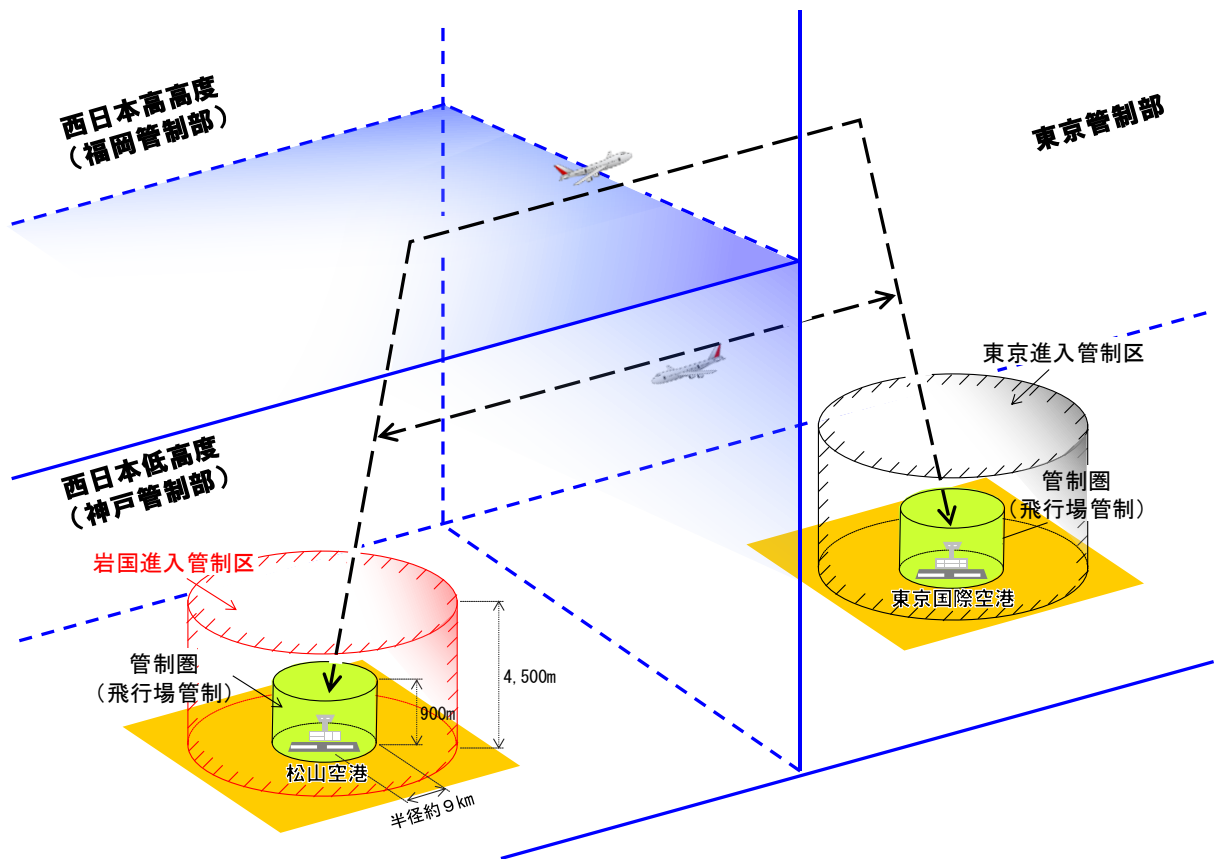
【実現後の効果】

- ◇ 日本側が一元的に航空管制を行うことで、常時、民間航空機の効率的な運航が可能となる。

県担当部署：観光スポーツ文化部 観光交流局 観光国際課 航空政策室

管制区及び管制圏の構成

(松山 ⇒ 東京の場合)



航空交通管制圏

飛行場上空を管制

松山の場合、空港事務所の管制タワーで行う。
上空 900m (3,000 フィート)、半径 9 km の範囲

進入管制区

管制圏（飛行場管制）と航空路をつなぎ、両者間の出入りを管制

一般空港では、飛行場自前もしくは他官署のレーダーで行っている。

※ 松山空港の場合、米軍岩国基地で実施

航空交通管制区

航空路の航空機を管制

札幌、東京、福岡、神戸の 4 管制部で行う。

18 訪日誘客支援空港に対する支援の継続・拡充について

【国土交通省】

【提案・要望事項】

令和6年度以降の訪日誘客支援空港に対する支援の継続・拡充

- ・令和6年度以降も訪日誘客支援空港に対する支援を継続するとともに、運航再開便への支援期間を延長するなど、支援内容を拡充すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

国は、訪日外国人旅行者の拡大に向け、平成29年7月、松山空港を含む全国27の地方空港を訪日誘客支援空港に認定し、新規就航・増便に係る着陸料軽減や空港施設使用料補助等を実施し、地方空港への国際線就航を強力に推進。

このチャンスを活かし、本県でも国際線の拡充に積極的に取り組んだ結果、平成30年度には、初めて松山空港の国際線利用者が10万人を達成し、本県の外国人延べ宿泊客数も20万人を突破したほか、令和元年度には、国際線の3路線体制（上海線、ソウル線、台北線）を実現。また、令和2年4月の台北線増便も決定していた。

さらに、本県では、松山空港の国際線受入能力を強化するため、国への国際線スポットの早期増設の要望や、令和6年春の供用を目標に令和4年7月に国際線旅客ビルの拡張工事に着手するなど、国際線の一層の拡充に取り組んでいたが、その矢先、コロナ禍に伴う水際対策の影響で、他の地方空港と同様、松山空港の国際線も全便で長期間の運休が続いていた。

しかしながら、昨年10月以降の水際対策の大幅緩和により、ようやく国際線回復への道筋が示され、松山空港においても、本年3月末の夏ダイヤからソウル線が再開したほか、台北線でも再開に向けたチャーター便の運航が始まっている。また、令和4年8月には、ベトナムの航空会社と定期路線就航に関する覚書を締結し、新規就航に向けた取り組みを進めているところ。

このような中、国では、令和5年度の訪日誘客支援空港に対する補助事業について、運航再開便に対する支援期間を支援開始日から原則6ヶ月に制限しているが、大幅に落ち込んだ国際線需要がコロナ禍以前の水準を回復するには相当の期間が必要と見込まれる中、運航再開後も当分の間、支援を継続し、コロナ禍で厳しい経営状況にある航空会社の負担軽減を図ることで、再開便の安定運航、さらには新規就航の早期実現につなげることが重要である。

このため、国において、国際線需要がコロナ禍以前の水準を回復するまでの間、新規就航や増便はもとより、運航再開便についても、支援期間を延長するなど、地域活性化の核となる国際線の回復をしっかりと支えることが望まれる。

【実現後の効果】

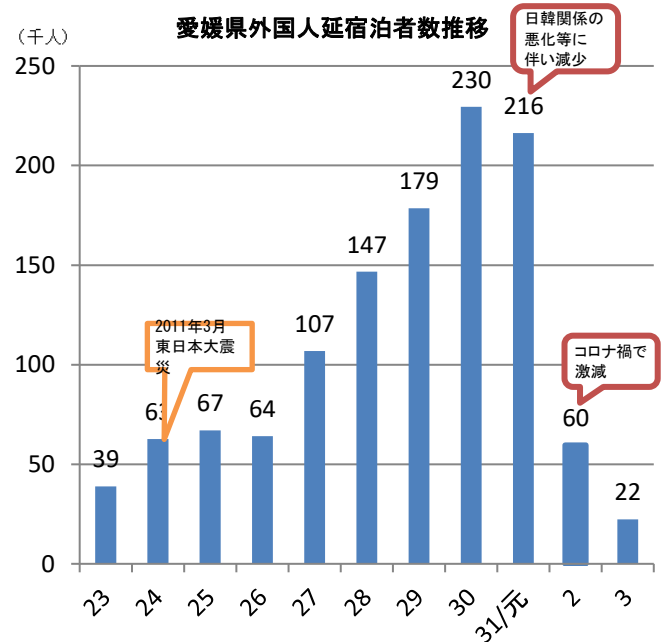
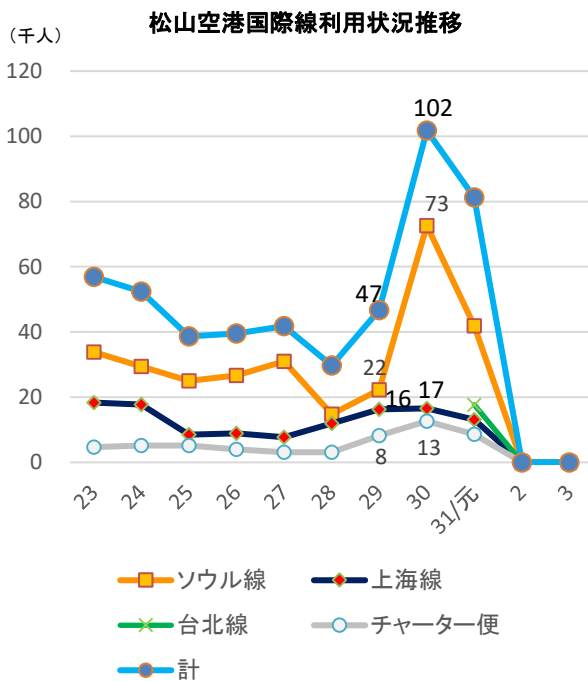
- ◇ 松山空港国際線の早期再開・安定運航、新規就航の促進による地域活性化

県担当部署：観光スポーツ文化部 観光交流局 観光国際課 航空政策室

1 松山空港国際線就航状況

路線	運航開始日	運航会社	便数	運航曜日
ソウル線 (R5. 3. 26再開)	H29. 11. 2	チェジュ航空	5便/週	月・火・木・土・日
上海線 (運休中)	H16. 7. 15	中国東方航空	2便/週	月・金
台北線 (運休中)	R元. 7. 18	エバー航空	2便/週	木・日

2 松山空港国際線利用状況及び愛媛県外国人延宿泊者数



【出典】観光庁「宿泊旅行統計調査報告」

コロナ禍以前の水準にまで回復するには相当の期間が必要

3 松山空港<訪日誘客支援空港(区分2)>に対する国の支援(現状)

	定期航空路線 (新規・増便)	チャーター便	運航再開路線
着陸料	着陸料の全額免除 (新規就航・増便した日から最大3年間)		着陸料の全額免除 (支援開始日から原則6か月間)
空港施設 使用料	平成29年以降に新規就航又は増便した国際線に係る空港施設使用料等の1/3補助		空港施設使用料等の1/3補助 (支援開始日から原則6か月間)

19 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載について

【文部科学省（文化庁）】

【提案・要望事項】

四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載

- ・四国が誇るべき四国遍路は、四国4県と、関係市町村、大学、霊場会、経済団体等が一体となって世界遺産登録に向けた取組や気運の醸成を図っており、国においても人類共通の遺産として将来にわたり保存・継承するため、世界遺産候補として暫定一覧表への追加記載を行うこと。
- ・札所・遍路道の文化財指定に必要な調査に関する予算の総額確保及びより一層の重点的な予算配分を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

四国遍路は、四国に点在する多数の霊場と遍路道等から構成される、宗派を超えた周回巡礼であり、巡礼者はもとより、地域住民もお接待での功德を得る構造を生むことで、近世日本での広域救済の場として機能した。四国遍路は今もその伝統を良好に伝え、多様な個人を救済する前近代の社会構造の証拠として、世界遺産にふさわしいものである。

平成19年には四国4県及び58市町村が共同で国に提案し、世界遺産暫定一覧表記載候補の中で最上位の「カテゴリーI a」の評価を受けており、平成22年には、産官学民が一体となって「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会を設立した。

平成28年には4県知事や協議会会長等が文化庁に対し暫定一覧表への記載を求める提案書を提出したところであり、国から示されている課題を解決するため、札所と遍路道の文化財指定を迅速に進めるとともに、国内外の同種の資産との比較研究等幅広い観点から普遍的価値を証明するための理論構築に取り組んでいる。



他方、国では令和3年3月に、世界文化遺産の今後の在り方を議論し、暫定一覧表の見直しに係る具体的な議論を進める方針を示したほか、3年7月に「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録により、暫定一覧表記載の文化遺産が5件に減少したことから、継続的な世界遺産登録のため、現在、暫定一覧表見直しの検討が進められている。

【愛媛県内の取組】

- 史跡 伊予遍路道〔観自在寺道（愛南町）稲荷神社境内及び龍光寺境内、仏木寺道（以上、宇和島市）明石寺境内（西予市）大寶寺道（西予市・久万高原町）大寶寺境内、岩屋寺道、岩屋寺境内、浄瑠璃寺道（以上、久万高原町）浄瑠璃寺境内、浄土寺境内（以上、松山市）横峰寺道、横峰寺境内（以上、西条市）三角寺奥之院道（四国中央市）八幡浜街道〔笠置峠越（八幡浜市・西予市）夜屋峠越（八幡浜市・大洲市）〕

- 名勝 星ヶ森（横峰寺石鎚山遥拝所）（西条市）

【実現後の効果】

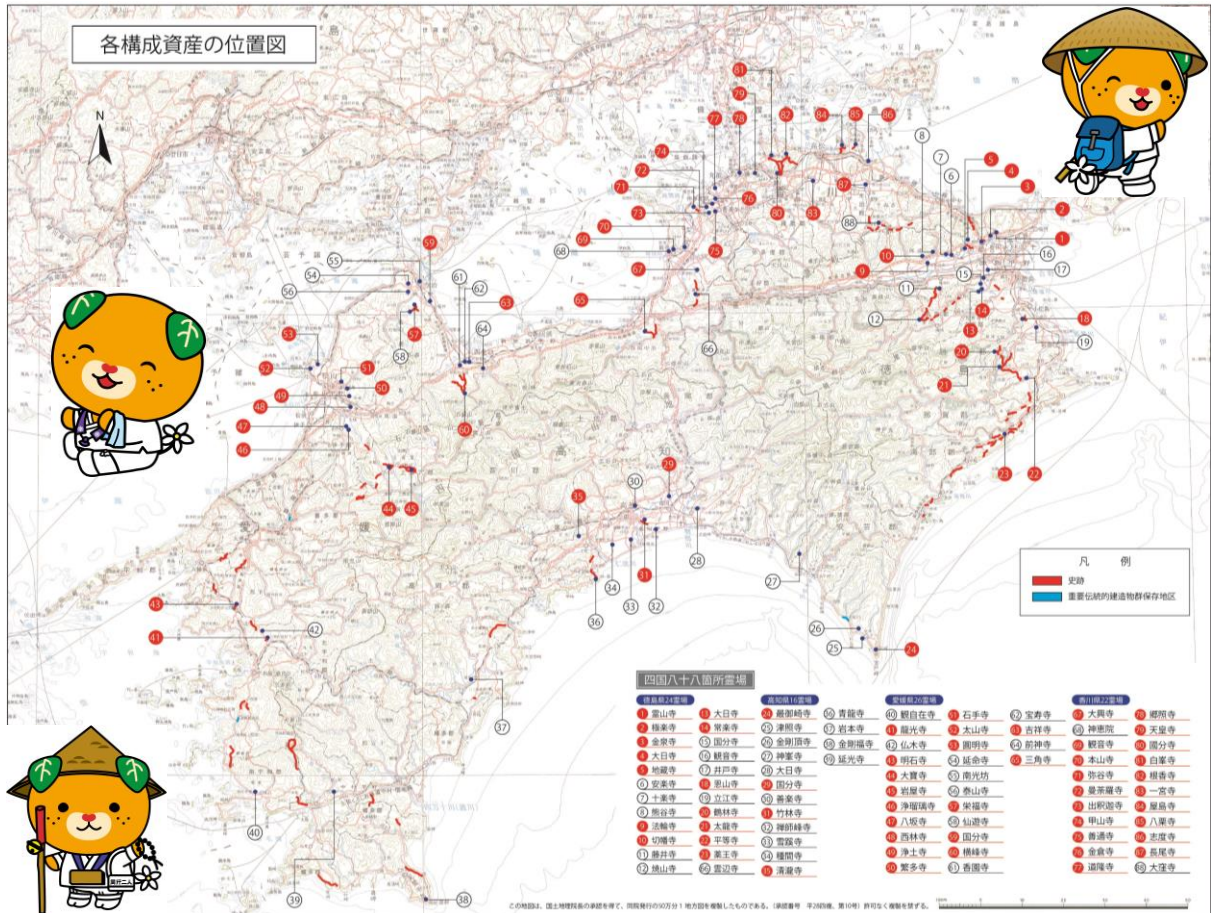
- ◇ 地域の住民にとって、四国遍路が地域の大きな「誇り」となり、人類共通の遺産として保護・保存し、次の世代にしっかりと継承していくための契機となる。

県担当部署：観光スポーツ文化部 文化局 まなび推進課
教育委員会事務局 管理部 文化財保護課

【これまでの経緯】

- H19：四国4県・関係58市町村が暫定一覧表記載候補として文化庁に共同提案
- H20：文化審議会文化財分科会「生きている伝統を表す資産としての価値は高いものの、資産の保護措置と普遍的価値の証明が課題」
- H22：「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会※設立
※四国遍路世界遺産登録推進協議会に名称変更（R3.4）
- H28：4県知事等が文化庁に暫定一覧表への記載を求める提案書を提出
- H29：資産の保護措置の充実に向けた文化財保護計画を提出
- R3：文化審議会による「我が国における世界文化遺産の今後の在り方」第一次答申

【四国遍路の概要】



【本県の史跡・名勝】（抜粋）



最重点項目

IV デジタル技術の活用

20 地域で活躍するデジタル人材の育成・確保への支援 について

【内閣府・総務省・デジタル庁・経済産業省・厚生労働省・文部科学省】

【提案・要望事項】

多様なデジタル人材の育成・確保への支援

- ・ 県内産業全体のDX推進に加え、IT企業の振興や誘致強化を図るため、覚書を締結した県内大学をはじめ産学官が連携してデジタル人材を育成・確保するとともに、多様な働き方の実現に向けたデジタルスキルの習得を支援するなど、県独自の取組に対して、財源確保を含め、国において必要な支援を講じること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○産業DXを支えるデジタル人材の育成・確保への支援

県民所得（県内総生産）の向上を実現するためには、産学官が連携して付加価値率の高いIT産業の重点的振興と生産性向上など県内産業全体のDX推進、加えて県外IT企業の誘致を強化していく必要がある。

しかしながら、県内IT企業も大幅な人員不足に陥っていると同時に、企業内でデジタルを活用してビジネス変革を進めることができる人材についても不足していることから、県内大学と連携し、県内産業の求めるデジタル人材のニーズや課題等を踏まえ、地域で活躍でき、かつDX推進の基盤となるデジタル人材の育成・確保に早急に取り組むこととしている。

○フリーランス等で稼げる多様なデジタル人材育成への支援

デジタル関連市場の急速な発展を背景に、デジタルスキルを持つ人材の需要が増大するとともに、テレワークを活用した時間や場所にとらわれない自由な働き方の広がりにより、専門性の高いデジタルスキルを活用して、フリーランスや副業、兼業として収入を得る人が増加している。

こうした環境の変化をいち早く捉え、Web3.0関連技術などの個人として稼ぐことができるデジタルスキルを習得した人材を育成し、地方に居ながらテレワークで首都圏等から高単価の仕事を得る仕組みを構築することで、様々なライフスタイルに適した働き方による、女性の活躍推進や若年者の県外流出の抑制、地域経済の活性化を実現することができる。

【愛媛県内の取組】

○えひめ版DX実行プランに基づく施策の展開

○県内大学とのデジタル人材の育成・確保に向けた連携・協力

○将来性あるデジタル技術の習得による、多様な働き方で活躍できる人材の育成

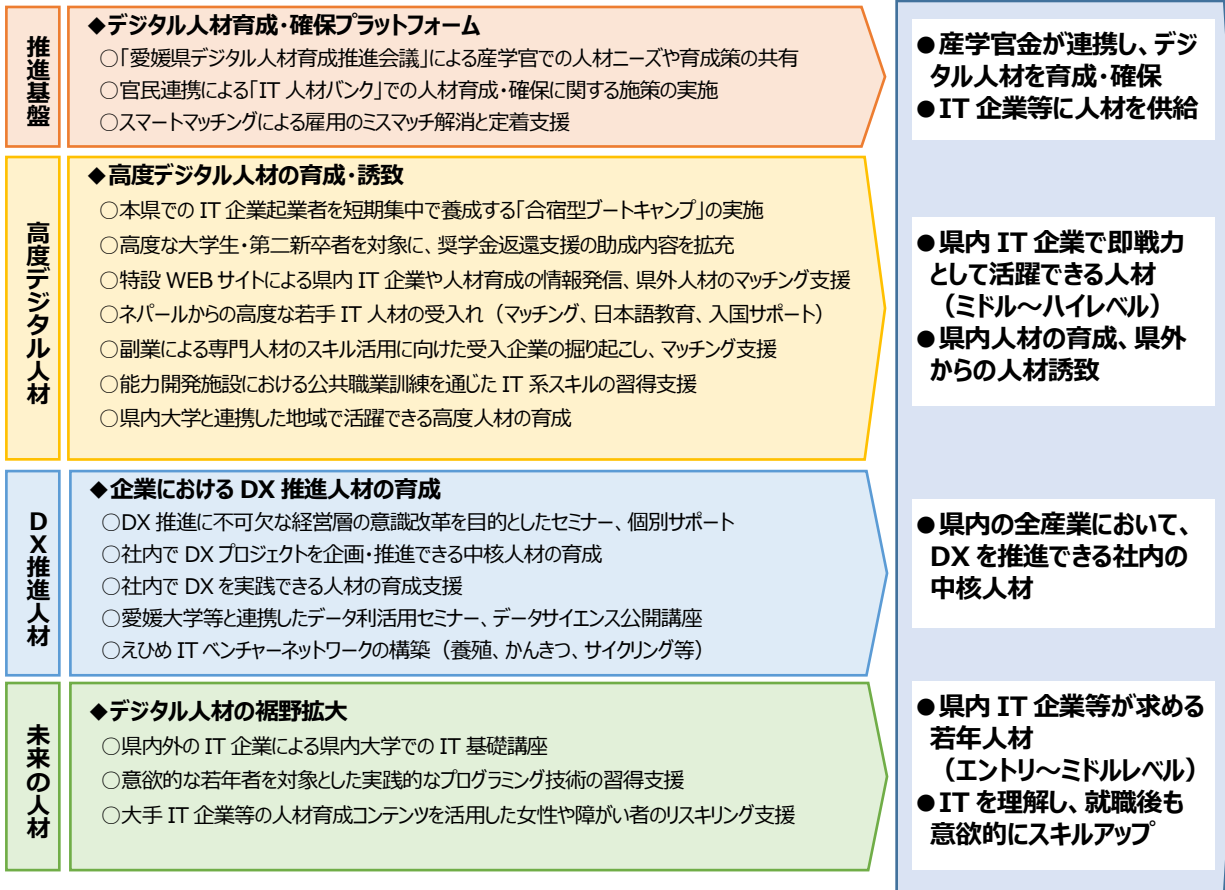
【実現後の効果】

- ◇ 2030年までに、1万人のデジタル人材を育成・確保する目標の達成
- ◇ 女性の活躍推進、若年者の県外流出抑制、地域経済の活性化

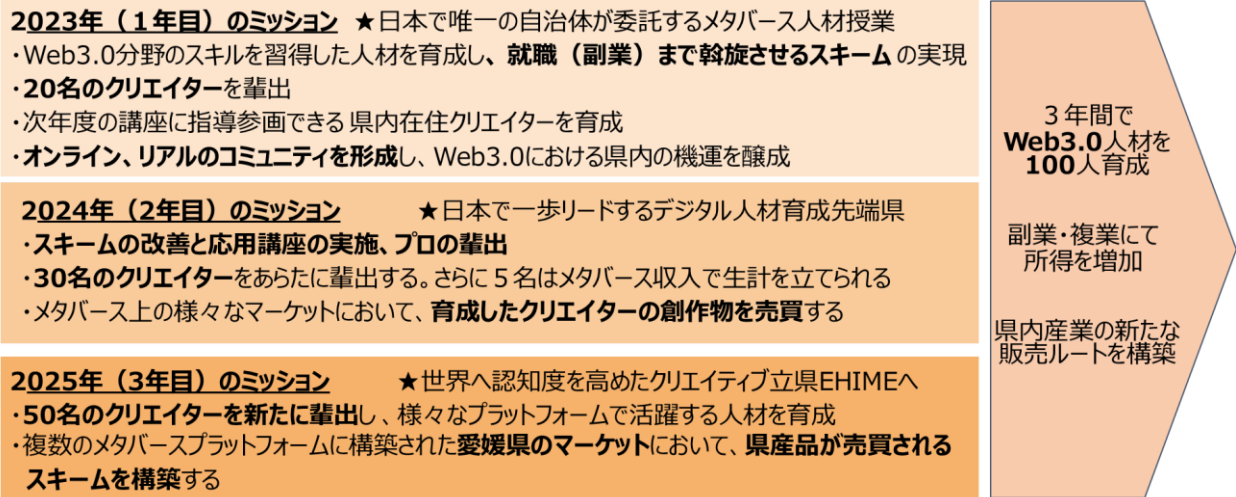
県担当部署：企画振興部 デジタル戦略局 デジタルシフト推進課
経済労働部 産業支援局 産業人材課

◆えひめ版DX実行プランに基づく人材育成・確保の取組み

県内IT産業の重点的振興
／
県内産業のDX



〈Web3.0人材育成のイメージ〉

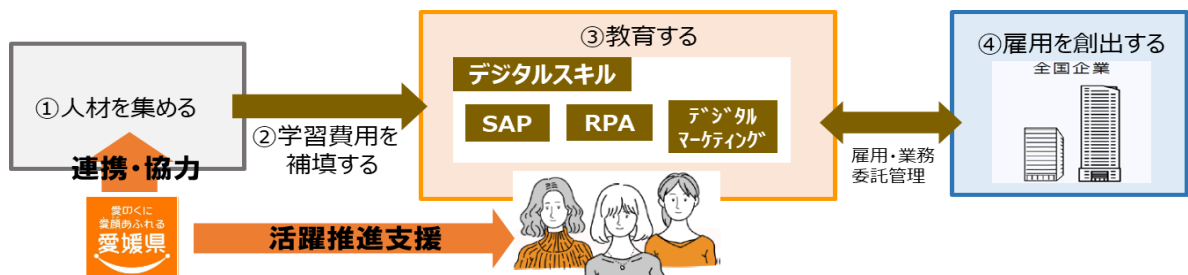


〈愛媛でじたる女子プロジェクトの概要〉

（実施主体）でじたる女子活躍推進コンソーシアム（代表者：(株)MAIA 代表取締役）

（事業内容）①県内女性を対象に、eラーニングによるデジタル技術のリスキリング

②研修修了者に首都圏等の企業の業務案件を紹介し、仲介企業の伴走支援の下、複数人がテレワークで従事（ワークシェアリング型OJT）



21 DXの推進を通じた地域経済活性化や、諸課題解決に向けた支援の充実について

【経済産業省・中小企業庁・国土交通省】

【提案・要望事項】

(1) 中小企業のDX推進に係る取組支援

- ・産業競争力の強化、地域経済の活性化を推進するための県内中小企業のDX推進に係る本県独自の取組みに対して、財源確保を含め、国において必要な措置を講じること。

(2) DXの推進を通じた地域インフラが直面する課題の解決

- ・激甚化・頻発化する災害への対応、施設の老朽化、担い手の減少など、地域の経済活動を支えるインフラが直面する諸課題の解決に向けて、DXの推進を一層加速させ、小規模事業者等であっても実装可能なICTの研究・開発や提供などを行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

コロナ禍におけるデジタル技術の浸透が加速する中、企業が競争力を維持・強化し、地域経済の活性化を推進していくためには、新しいビジネスモデルを構築し、高い付加価値の創出、生産性の向上を図ることにより、競争上の優位性を確立するDXの推進に取り組んでいくことが必須。

企業のDXへの取組状況については、大企業では8割超となっているが、中小企業では、取組みを始めている企業は約4割と半数に満たず、中小企業のDXの取組みは道半ばであり、県内企業の大半を中小企業が占める本県においては、県内産業のDX推進は喫緊の課題となっている。

激甚化・頻発化する災害への対応、急速に拡大する施設の老朽化、担い手の減少などインフラが直面する諸課題の解決に向けては、建設業の生産性向上が必要であり、小規模事業者等であっても実装可能なICTの研究・開発などインフラ分野におけるDXの推進が不可欠である。

【愛媛県内の取組】

デジタル技術とデータを活用して社会経済の仕組みを再構築するDXを実行する「あたらしい愛媛の未来を切り拓くDX実行プラン」に基づいた施策を展開していくことで、育成したデジタル人材を基盤とした県内産業のDXを力強く推進していく。

県内産業DXの推進のための主な方策は次の通り。

・DX実装のフラッグシップモデルの創出

DX推進の牽引役となる先行事例を創出するとともに横展開を図り、県内中小企業のDXを推進。

・DX伴走支援アドバイザーの設置

中小企業がDXにスムーズに取り組めるよう外部専門人材（DX伴走支援アドバイザー）を委嘱し相談支援体制を構築。

・インフラ分野におけるDXの推進

中小企業の建設工事におけるICTの普及拡大に向けた小規模工事への導入及びBIM/CIMの導入等3Dデータ活用の検討。

【実現後の効果】

- ◇ えひめ版DX実行プランに基づき県内産業の競争力・収益力の強化を図り、県内総生産を増大させることで、県民所得を265万円（2018年）から300万円（2030年）に引き上げる。

県担当部署：経済労働部 産業支援局 産業創出課
土木部 土木管理局 土木管理課 技術企画室

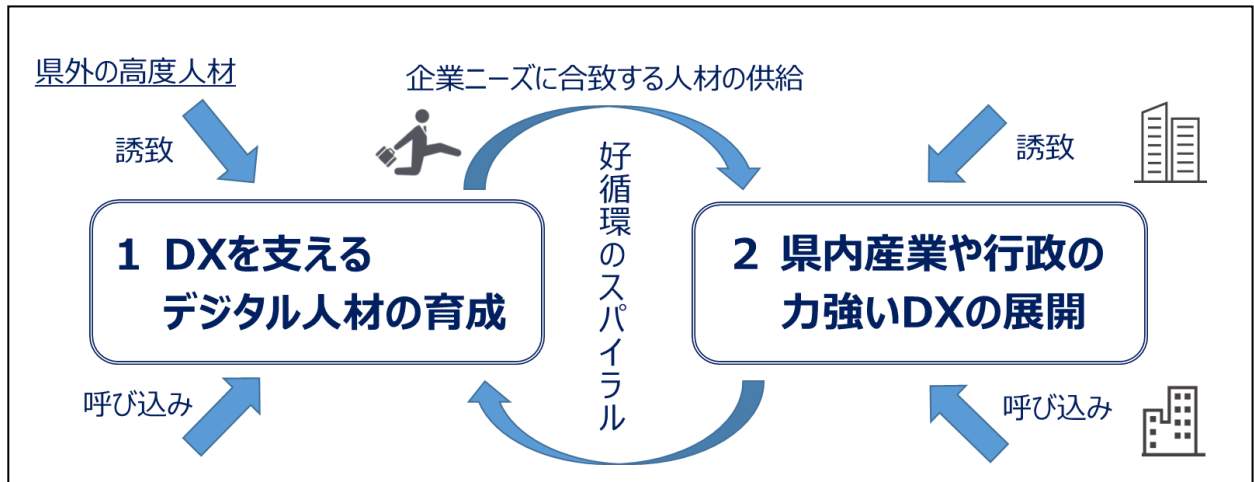
◆あたらしい愛媛の未来を切り拓くDX実行プラン

【基本的方向性】

- ①産学官の連携により優れたデジタル人材の育成・誘致に取り組む。
- ②県内産業のDXを力強く推進し、さらに県外IT企業の誘致を強化する。



これらを連動させ、好循環のスパイラルにより地域経済の活性化を図る。



【インフラ分野におけるDXの推進】

- ・地域の守り手である小規模事業者の建設工事におけるICTの普及拡大。及びBIM/CIMの導入等3Dデータ活用の検討。



これらを連動させて

- ・生産性の向上・作業の効率化
- ・週休2日確保・働き方改革
- ・地域の守り手である地方の小規模事業者（建設業者）の担い手確保の推進を図る。

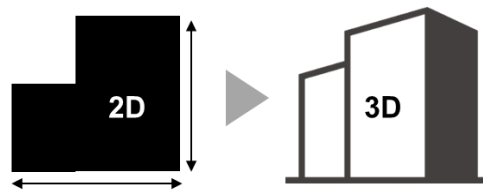
インフラ分野におけるDXの推進

ICT施工の普及拡大



工事現場での生産性向上で3Kから新3Kへ
▶ 建設業の担い手確保

BIM/CIMの活用



3Dモデルでの可視化による関係者説明の円滑化
▶ 合意形成の迅速化 住民サービスの向上

22 次世代のデジタル人材を育む学校DXの推進について

[1] 教育の情報化の促進

【文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) 持続可能な「GIGAスクール構想」の実現

- ・「GIGAスクール構想」を持続可能なものとするため、保護者負担の通信費や保守管理経費等のランニングコストに対する財政支援や、今後の端末更新時の費用に対する国庫補助について、高等学校を含めた制度設計とすること。

(2) 効果的なICT教育の推進への支援

- ・義務教育課程における全教科でのデジタル教科書の無償供与を実現すること。
- ・授業等でのICT機器の効果的な活用のため、ICT支援員の配置促進に向けた十分な予算措置や補助制度の創設などを講じること。また、教員のICT活用指導力向上のため、研修プログラムの充実等支援を拡充すること。

(3) 県独自のCBTシステムへの財政支援等

- ・CBTシステムを令和の教育のスタンダードなものとして捉え、本県独自のシステムのランニングコストやバージョンアップに対する財政支援を行うこと。
- ・国のCBTシステムの運用に係る有効事例等の情報提供を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

教育のICT活用は学びのスタンダードであり、1人1台端末は小・中・高一貫して学びに不可欠なツールであるが、高額な端末整備・更新経費や通信環境のない家庭への通信環境整備に係る費用の負担を家庭に求めることは困難であり、財政力による地域格差が生じることのないよう、高校まで国の支援が必要である。

また、ICT教育の効果を高めるには、質の高い豊富なデジタル教材の活用や、機器の円滑な活用を支援するICT支援員の配置拡充が不可欠である。

CBTシステムは、評価や課題分析等を通じて学びの質の向上と教員の負担軽減に大きく寄与するものであり、全国の学校での日常的な活用につながるよう県独自の取組に対する支援が必要である。

【愛媛県内の取組】

本県では、全県立学校の普通教室と特別教室計1,907室において無線LAN（学習系Wi-Fiシステム）を整備したほか、全県立学校での端末整備に併せ、小中学校においても1人1台端末を整備し、本格的に運用を開始している。また、県立学校の電子黒板等についても令和4年度に整備を完了している。

ICT支援員は、県独自に、高等学校新学習指導要領の「情報I」を開講する県立高校等に配置するほか、教員配置の工夫の中で小中学校へ配置している。

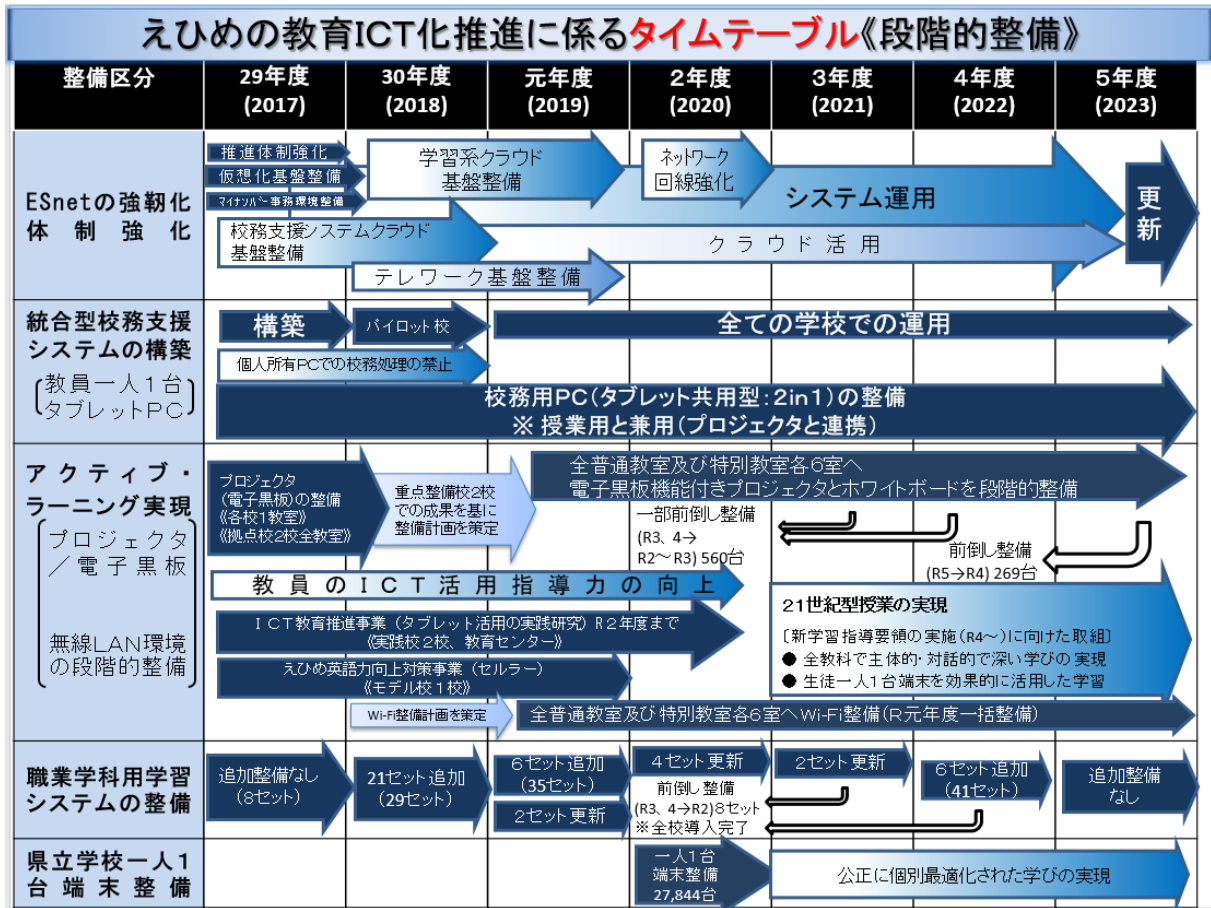
学びの充実と教員の負担軽減に向けて、本県では令和3年度に全国に先駆け県独自のCBTシステムを構築し、令和4年度より、県内の公立学校（小・中・高・特支）において本格運用している。

【実現後の効果】

- ◇ ICT環境整備の加速化、目標水準の達成に向けた環境整備の一層の進捗
- ◇ 児童生徒への21世紀にふさわしい学びの提供

県担当部署：教育委員会事務局 指導部 義務教育課・高校教育課

【県立学校整備計画】



【えひめ ICT 学習支援システム】

1 開発コンセプト

児童生徒 学習の成果と課題の早期把握による「個別最適な学び」の実現
教員 採点・集計業務の自動化による「業務負担縮減」の達成

2 システムの概要

(1) CBTシステム

県独自の学力調査及び県内の全ての公立学校(小・中・高・特)の定期テスト・ドリル等をコンピュータ上で実施するためのシステム

(2) 調査結果分析システム

CBTシステムと連動し、瞬時に採点・集計し、成果や課題を多角的に分析することができるシステム

3 開発・運用スケジュール

R3年度 システム開発(民間委託) ➤ 県独自の学力調査で運用開始(R4.1~)
R4年度 全中学校で本格運用 ➤ 小・高・特支に拡大

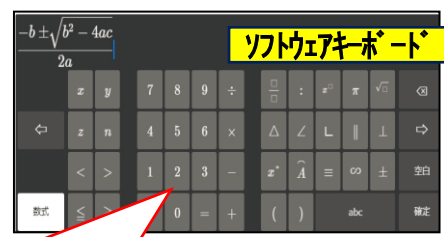
4 システム画面



テストやドリルの一覧表示



アシスト機能



数式モード、化学式モード、予測変換停止機能
 学年別漢字限定機能、不快語除去機能 等を搭載

22 次世代のデジタル人材を育む学校DXの推進について

[2] STEAM教育の推進と情報教育・産業教育の実践

【文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) STEAM教育の効果的な推進・環境整備

- ・既にSTEAM教育等に取り組む学校に対する支援や有効な研究事例等の情報提供、教員の指導力向上のための研修プログラムの充実を行うこと。
- ・産学官のコーディネートやカリキュラム開発支援を行うSTEAM教育支援員の配置や、施設設備、教材等の整備・更新に対する財政支援を行うこと。

(2) 効果的な情報教育の推進

- ・教員の指導力向上のための研修プログラムの充実を行うこと。

(3) 先端技術を活用した専門的職業人の育成

- ・環境制御温室、測量CADシステムの導入など最新の産業教育関係施設・設備の充実に対する財政支援を行うこと。

(4) 地元企業等と連携した職場体験学習の推進

- ・職場体験学習に係る保険料、講師派遣等に対する財政支援を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

STEAM教育は、文理の枠を超え国際競争力を持った人材の育成に資するとともに、授業に対する満足度の低下や校外の勉強時間の二極化という高校教育の課題に対し、生徒の強力な学ぶ動機付けになり得る。

高等学校学習指導要領では、全ての生徒が「情報Ⅰ」を履修し、プログラミング等を学習する必要があるが、本県では他教科を専門とする教員が情報科を担当しており、プログラミング等に関する教員の指導力向上を目指した継続的な支援が必要である。

急速に進展する情報技術やグローバル化等に対応するためには、最先端の産業教育設備による高度な技術を生徒に身に付けさせる必要がある。

中学校学習指導要領では、職場体験活動などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験の重要性が示されている。

【愛媛県内の取組】

STEAM教育にデータサイエンスやプログラミング教育を加えた「STEAM教育研究開発事業」を実践校3校で実施しており、「多面的に学び、考える力」の向上を目的とした教科等横断型授業や課題研究のカリキュラム開発を行っている。

令和5年度から情報スキルのコンテスト等を通して、生徒のプログラミングスキルの向上を図るとともに、セミナー等を通じて、情報分野への進学・就職に重点を置いた教員の指導力の向上を図ることとしている。

国の「デジタル化対応産業教育設備整備費」（令和2年度第3次補正予算）により最新の産業教育設備を整備した。

県内中学校で原則5日間の職場体験学習を実施しており、受入企業等のデータベースを公開し、学校と受入企業等のマッチングを支援するほか、参加生徒の傷害保険、賠償責任保険加入などを行っている。

【実現後の効果】

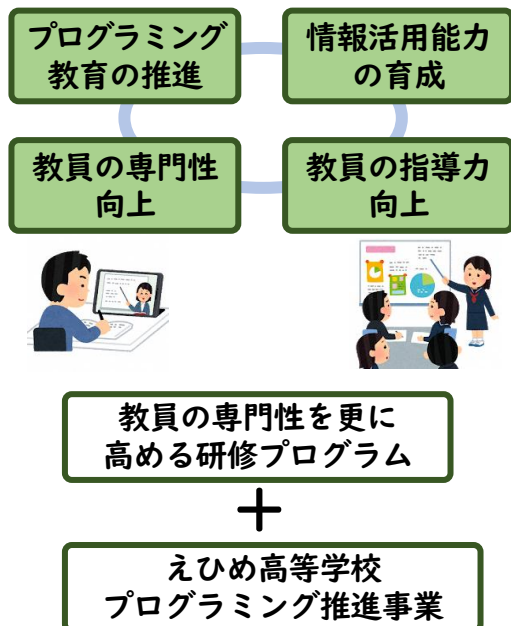
- ◇ 中学生段階での勤労観、職業観の育成や、質の高い情報教育・産業教育の実践を通じて、地域の産業界や愛媛の未来を牽引するリーダーを育成

県担当部署：教育委員会事務局 指導部 義務教育課・高校教育課

【STEAM教育の推進】

実践校		本事業の2つの柱	
三島(普・商) 松山南(普・理) 八幡浜(普・商)		教科等横断型授業	課題研究
		【創る】プログラミング教育によるデジタル技術の向上 【知る】外部講師や地域人材による講座・講演会 【分かる】データサイエンス(DS)教育によるビッグデータ等の利活用	
		愛媛県独自の取組として、STEAM教育にデータサイエンスやプログラミングを取り入れ、教育のDXを進める。	
年度別到達目標		教科等横断型授業 + 課題研究	
R4	インプット トライアル& エラーの経験	・DSやプログラミングを取り入れた課題研究、教科等横断型授業のカリキュラム等の研究開発。 ・レゴや3Dプリンターを活用し、プログラミングの基礎を習得。	・STEAM教育支援員の配置。 ・プログラミング教材(3Dプリンタ、3DCADソフト、レゴ)を整備。
R5	アウトプット 「伝える力」の スキルアップ	・全ての生徒が、研究成果をポスターセッションなどにより報告・発表し、意見を共有できる環境を整備。 ・実社会の課題に対し、教科等横断的な視点で解決する手法を身に付ける。 ・自分のやりたいことを研究し、客観的な評価を得るため、コンテスト等に応募。 ・レゴや3Dプリンターで、アイデア通りのものを作製。	・大判プリンターの整備。 ・STEAM教育支援員の配置。 ・県内外フィールドワークで、課題研究やプログラミング教材による制作に必要な知識・技能を習得。 ・産学官と連携した講座等の実施。
R6	インパクト 校内外へ 成果の波及	・教科等横断型授業のメソッドを確立し、普通の授業でも実施。 ・経験の蓄積から、課題研究の内容をブラッシュアップ。 ・実践校3校の成果をまとめた研究報告書を作成。	・研究報告書の作成。 ・STEAM教育支援員の配置。 ・プログラミングドローンなど新たなプログラミング教材を用いた課題研究で、実践校の取組を発展。
事業終了後		○ 開発したカリキュラムなどの研究成果を段階的に県下一円の県立高校等に普及させる。 > 県全体の就職・進学指導の強化 > 教科等横断型、課題探究型の学びの推進 ○ 総合選抜型入試、学校推薦型入試における合格率向上など、進学指導の一助となる。 > 新しい社会に対応した人材の育成	

【効果的な情報教育の推進】



最新の産業教育関係施設・設備の充実

課題

急速に進展している情報技術や経済社会のグローバル等へ対応

- ☆ 高校在学中に最先端の産業教育設備での実習
- ☆ 卒業後、即戦力となるよう高度な技術の習得



産業教育振興法(昭和62年度制定)に基づいた継続した整備の実施

継続的な整備・更新が必要



デジタル対応等の最新設備の導入

地域の産業界を牽引!



○職場体験学習モデル：モデルを示し、各学校の状況に応じて実施

基本モデル	企業や地域の実態に応じて次の運用も可	
5日連続同一企業型	5日間連続複数企業型	
A社 5日	A社 2日	B社 3日
	より多くの企業を理解 生徒の希望に沿った職種を選択	
	5日分散型	
	A社3日 A社3日	土 日 等 A社2日 B社2日
	繁忙期に合わせることでより充実した活動 土日や夏休みの活用も可能	

最重点項目

V 持続可能な社会の実現

23 海洋ごみ対策について

【環境省・農林水産省・国土交通省】

【提案・要望事項】

- (1) **海洋ごみの総量把握や効率的・効果的な回収、処理再生技術の開発**
 - ・海洋ごみの総量及び陸域からの流入量を把握し、マイクロプラスチックに関する調査研究を進展させるとともに、効率的・効果的な海洋ごみの回収技術や大型漁具等処理困難物の処理・再生技術の開発を行うこと。
- (2) **十分な予算確保や地域が活用しやすい制度の創設**
 - ・海洋ごみの回収・処理を継続的に実施するための十分な予算を確保するとともに、国土交通省、農林水産省においては、災害時の補助制度だけでなく、海岸管理者等が平時から活用できる制度を創設すること。
- (3) **海洋ごみの原因となる川ごみ等の回収・処理を支援する新たな制度の創設**
 - ・プラスチックごみ等の陸域からの流入防止のため、川ごみ等の回収・処理を支援する新たな制度を創設すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

全国第5位の海岸線の長さを誇る海洋水産県である本県において、海洋ごみは非常に重要な問題であり、水産業や観光業等に深刻な影響を及ぼしているほか、海岸保全施設の管理にも支障をきたしている。

海流・潮流や風などにより県境を越えて移動する海洋ごみは、漂着地点の都道府県民等が原因者となったものとは限らず、国が責任を持って取り組むべき広域的な問題である。

海洋ごみは、長期間にわたり継続的に回収・処理を実施するとともに、不法投棄防止対策を含めた発生抑制や啓発・環境教育の充実等が必要であり、全国知事会等では全額国庫負担の要望がなされていることも踏まえ、地域の実情に応じた適切な対策が進められるよう国における財政支援が不可欠である。

また、海洋ごみの総量及び陸域からの流入量の把握とともに、効率的・効果的な回収・処理のための技術開発が必要である。

【愛媛県内の取組】

○海洋ごみの調査・研究

航空機による県内全海岸線の漂着ごみスポットの調査等、海洋ごみの実態調査を進め、効果的な回収・処理や県民への普及啓発に活用している。

○海洋ごみの回収・処理

県、市町による回収事業のほか、ボランティア登録制度による海岸清掃活動の支援、漁協と地元市町の協働による回収・処理事業を実施している。

また、海洋ごみを地域内で有効活用する取組みを進めている。

○海洋ごみの発生抑制対策

海洋プラスチックごみ問題の啓発教材の作成、セミナーや体験型学習会の開催等、海洋ごみ削減の機運醸成を図っている。

【実現後の効果】

- ◇ 美しく恵み豊かな瀬戸内海・宇和海の環境保全
- ◇ 循環型社会の形成

県担当部署：県民環境部 環境局 循環型社会推進課
農林水産部 農業振興局 農地整備課
土木部 河川港湾局 港湾海岸課

国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(平成27年9月)

- 2015年(平成27年)9月「国連持続可能な開発サミット」で採択されたもので、国連加盟193カ国が2016年～2030年の15年間で達成するために掲げた目標。
- 17の目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。

ゴール14 海洋・海洋資源の保全



14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。



えひめプラスチック資源循環戦略(令和2年3月)

海洋・水産県である愛媛県にとってプラスチックごみによる海洋汚染は、海洋環境のみならず水産業や観光業等の幅広い分野に深刻な影響を及ぼすおそれがあるため、プラスチックごみの削減を計画的かつ総合的に推進するため、市町と連携して令和2年3月に策定

○重点戦略 実効的な、プラスチック資源循環の促進と海洋プラスチックごみ対策の推進

(1) プラスチック資源循環の促進

リデュース等の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ワンウェイプラスチックの使用削減(普及啓発等を通じた意識醸成) ○プラスチック代替製品等の開発・販路開拓・利用促進 ○リユース製品等の利用促進 ○消費者のライフスタイルの変革を通じたリデュース、リユース等の取組の推進
効果的・効率的で持続可能なリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ○分別回収・リサイクル等の徹底推進 ○漁具等の陸域回収の徹底 ○適切な店頭回収や拠点回収の推進
再生材・バイオプラスチックの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○需要喚起策(県・市町による率先調達、消費者への普及啓発) ○可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用

(2) 海洋プラスチックごみ対策の推進

海洋プラスチックごみ対策の推進	<p>プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと(海洋プラスチックゼロエミッション)を目指した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ・海岸漂着物等の回収処理 ・代替イノベーションの推進 ・海洋プラスチックごみの実態把握 ・マイクロプラスチックの海洋への流出抑制
-----------------	--

プラごみ対策先進県えひめのブランド化(地域イメージ向上や地場産業の活性化等)

瀬戸内海環境保全基本計画の変更について



- 令和3年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正を受けて、同法に基づく瀬戸内海環境保全基本計画を変更(昭和53年4月の策定以降、これまでに平成6年、平成12年、平成27年に変更を実施)
- 法の基本理念に加えられた「気候変動」の観点も踏まえ、新しい時代にふさわしい「里海づくり」を総合的に推進

新・基本計画のポイント

- 各地域が主体となって、地域の実情に応じた「海域ごと」、「季節ごと」の視点を踏まえ、きめ細やかな**栄養塩類の管理や藻場・干潟等の保全・再生・創出**といった「**里海づくり**」を推奨
- **気候変動や海洋プラスチックごみ**といった、近年クローズアップされてきた課題については、個々の地域での取組に加え、**内陸域も含む瀬戸内海地域全体で連携した取組を促進**

「瀬戸内海の水質改善」から、「地域の実情に応じた里海づくり」へ

栄養塩類の「排出規制」一辺倒から
きめ細かな「管理」への転換

温室効果ガスの吸収源ともなる
藻場の再生・創出を後押し

瀬戸内海を取り囲む地域全体で
海洋プラごみの発生抑制を推進

<基本的な施策>

水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保	海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発牛抑制等
水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減、下水道等の整備の促進や管理技術の向上、濁度部をはじめとする底層環境等の改善、順応的な栄養塩類の管理、水産資源を含む生物の生息環境の整備 等	海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進、プラスチックごみ対策の推進、循環経済への移行 等
沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全	気候変動等への対応を含む環境IT・タリントク、調査研究等の推進
自然海岸の保全及び沿岸域の環境再生、埋立てに係る環境配慮の確保、地域資源の再発見及びエコツーリズムの推進 等	監視測定の充実及び調査研究等の推進、技術開発の促進等、最新の科学的知見に基づく評価 等
	基本的施策の着実な実施 環境保全思想の普及及び広域的な連携の強化、情報提供及び広報の充実、環境教育・環境学習の推進 等

